

令和8年2月13日

新潟県薬剤師会 会員 各位

研修会参加費及び倫理審査手数料の改定について

公益社団法人新潟県薬剤師会会長 萩野 構一

平素より本会会務に対し、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本会主催研修会の参加費は、これまで原則として「会員は無料、会員以外は3,000円」として運用してまいりました。しかしながら、令和5年のインボイス制度の導入に伴い、本会も適格請求書発行事業者として登録したこと、収益の規模にかかわらず消費税の納付義務が生じることとなりました。

併せて、原則として会員と会員以外の差額を3,000円と定めていたものの、実際はこれに該当しない研修会があったことから、適正な価格設定に向けた見直しを検討いたしました。

つきましては、同様に課税対象となる倫理審査手数料も含め、下記のとおり改定を実施いたします。何卒諸事情をご賢察のうえ、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 研修会参加費の改定

(1) 消費税の取扱いについて

参加費を徴収する研修会において、一律10%の消費税を加算いたします。

[改定例] 会員 無料／会員以外 3,300円（税込）

(2) 価格設定の基準について

原則として、会員と会員以外の参加費の差を、3,000円（税別）に統一いたします。

※ただし、他団体と共に研修会など、個別に料金を設定するものは除く

[改定例] 高度管理医療機器継続研修会：会員 3,300円／会員以外 6,600円（税込）

(3) 実施時期

令和8年4月1日以降に開催する研修会から適用いたします。

2. 倫理審査手数料の改定

(1) 消費税の取扱いについて

倫理審査手数料を徴収する場合は、一律10%の消費税を加算いたします。

・会員：（現行）10,000円 → （新料金）11,000円（税込）

・会員以外：（現行）30,000円 → （新料金）33,000円（税込）

(2) 実施時期

令和8年4月以降の入金分より適用いたします。

なお、4月期審査の申請・入金締切は3月10日（旧料金適用）となるため、実質的には10月期審査の申請分より新料金を適用することとなります。

以上